

令和7年10月1日

事業主 殿

一般社団法人伊那労働基準協会
会 長 川 上 健 夫

令和7年12月11日～12日開催 産業用ロボットの業務に係る特別教育(学科限定)について

産業用ロボットの安全対策は、「産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離する」ことを原則としています。しかし、駆動源を遮断しないで行う教示等の作業や運転中に行う検査等の作業においては、マニプレータが作動しているか、または作動する可能性があるときに、可動領域内に労働者が立ち入らなければなりません。このような場合は、産業用ロボットについて熟知した者に行わせることにより、作業の安全を確保することが必要です。このことから、事業者には産業用ロボットの教示・検査等の業務に就かせる者に対して特別教育を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第59条第3項)

安全衛生特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当協会では、両業務を混成した学科教育を下記により開催しますので、この機会に当該業務に従事する労働者に受講していただくようご案内申し上げます。なお、標記の特別教育は、学科限定となりますので、後日、受講者(学科修了者)が所属する事業場で下記「8」により実技教育を実施してください。

記

1. 産業用ロボットの範囲(労働安全衛生規則第36条第31号)

規制対象となる産業用ロボットは、「マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む)を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械で、研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除いた」ものです。

注) マニプレータ(マニピュレータ)とは、人間の腕に類似した機能を持ち各種の作業を行うことができるものをいいます。

2. 特別教育が必要な業務

(1) 労働安全衛生規則第36条第31号

- 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更又は確認(「教示等」という)の業務(駆動源を遮断して行うものを除く)
- 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの稼働範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務

(2) 労働安全衛生規則第36条第3号

●産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整又はこれらの結果の確認(「検査等」という)の業務(運転中のものに限る)

●産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の業務

3. 受講対象者

(1) 上記2の業務に従事している方及び今後当該業務へ従事予定の方

(2) その他受講を希望される方

4. 開催日時・会場・締切日・定員

開催日時	令和7年12月11日(木)～12日(金) 受付開始 午前8時25分～ 開 講 午前9時00分～ (5分前にご着席ください)	
会 場	伊那技術形成センター 伊那市西箕輪2415-6 (株)新日本科学イナリサーチセンター様 向かい	
締 切 日	令和7年11月28日(木)	定員になり次第受付を締切りますが、定員に満たない場合は、締切り後も受付しますのでお問合せください。
定 員	60名	

5. 受講料及びテキスト代

- ・ 受 講 料 会 員 11,000円【(本体価格)11,000円 (税10%)1,100円】
 会員外 14,300円【(本体価格)13,000円 (税10%)1,300円】
- ・ テキスト代 1,980円【(本体価格)1,800円 (税10%)180円】

6. 申込方法

受講申込書に必要事項を記入後、期日までに受講料とテキスト代を添えて伊那労働基準協会へお申込みください。【TEL 0265-76-6666 / FAX 0265-72-5855】

7. 教育科目、時間及び講師

日程	教育科目	時 間	講 師
12/11 (木)	産業用ロボットに関する知識	09:00～12:10 13:00～14:00	産業用ロボット特別教育 インストラクター 宮澤 佳浩 氏
	産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	14:10～17:20	
12/12 (金)	産業用ロボットの教示等の作業及び検査等の作業に関する知識	09:00～12:10 13:00～15:10	事務局
	関係法令	15:15～16:15	
	修了試験(学科限定)	16:15～16:45	
	修了証交付(学科限定)	16:45～17:00	

注) 時間の一部には休憩時間が含まれています。昼食時間は2日間とも12:10～13:00まで。

8. 学科教育修了証交付と実技教育実施上の留意事項

- (1) 当該特別教育は学科限定とし、学科修了試験合格者には学科教育修了証を交付します。実技については、それぞれが所属する事業場において、産業用ロボットに関する知識・技能を有する人が使用している産業用ロボットにより、学科教育修了者に対して実施してください。なお、詳細は開講当日ご説明します。
- (2) 実技教育の時間は、下表に掲げる科目について、記載の時間以上行ってください。
(安全衛生特別教育規程第18条及び19条)

実 技 科 目	実 技 時 間
産業用ロボットの操作方法(規程第18条と19条共通)	1時間
産業用ロボットの教示等の作業方法(規程第18条)	2時間
産業用ロボットの検査等の作業方法(規程第19条)	3時間

- (3) 学科教育修了者に対して、実技教育を実施したときは、当該教育の受講者、科目、実施年月日、時間、実施者等を記録し、これを3年間保存してください。(労働安全衛生規則第38条)

9. その他

- (1) 受講申込書には受講者の住所・氏名・生年月日を正確(楷書)にご記入下さい。
- (2) 受講申込後の取消は11月27日(木)までとし、その後の「取消」及び「受講当日欠席者」には、原則として受講料は返却できませんので予めお含みおき下さい。
- (3) やむを得ず取消又は欠席される場合は、必ずご連絡下さい。
- (4) 受講当日は、筆記用具(鉛筆・消しゴム等)マスク(感染症予防のため)を持参して下さい。
- (5) 本特別教育の教育科目(学科)を全て受講し、修了試験に合格した受講者には「特別教育修了証(学科限定)」を交付します。
- (6) 昼食は、各自ご用意ください。
- (7) 会場の空調により温度調整が難しいため、各自服装などにご留意ください。
- (8) 駐車場が狭いため、乗り合わせでのご協力をお願い致します。

以上

会場案内図

【会場に関する問合せ先】

伊那技術形成センター

(公財)上伊那産業振興会

所在地: 伊那市西箕輪 2415-6

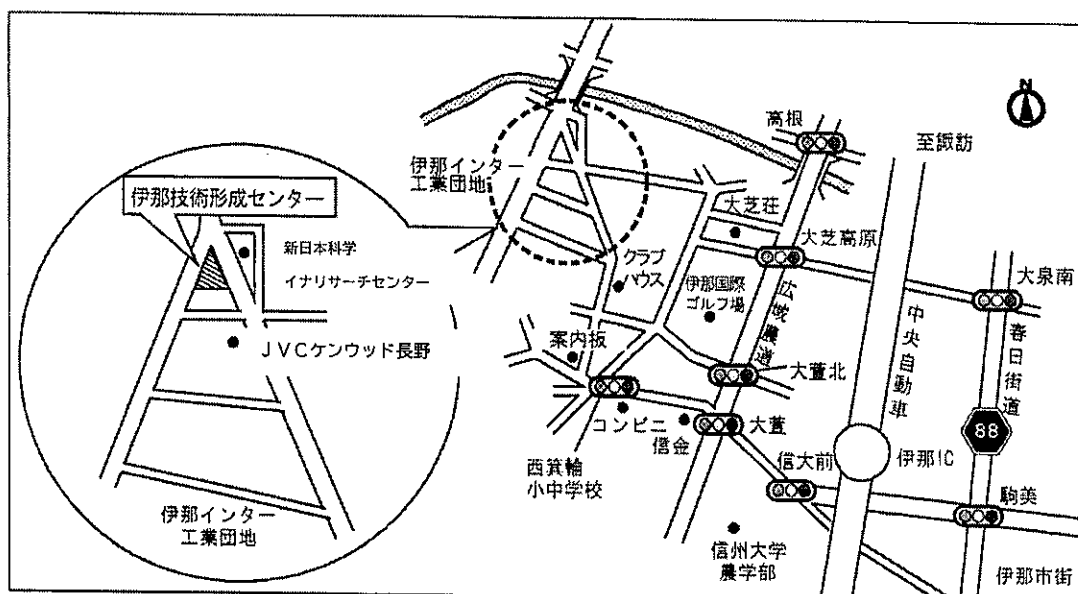
交通案内: 伊那インターより 4km

伊那市駅より 8km

【講習会に関する問合せ先】

(一社)伊那労働基準協会

TEL: 0265-76-6666



産業用ロボット業務に係る特別教育(学科限定)受講申込書

(令和7年12月11日～12日)

フリガナ		協 会	受講NO
氏 名		伊那	
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日		
現 住 所 〒は必ず記入して下さい。	〒 -		
労働基準協会会員関係（該当を○で囲んで下さい。） 会 員 : 会員外			

下記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業場名

事業主職氏名

担当者の職・氏名

TEL ()

FAX ()

一般社団法人 伊那労働基準協会 会長 殿

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本特別教育外の目的には使用いたしません。

	受 講 料	テキスト代	合 計	領収年月日 領収者
会 員	11,000円 【(本体価格)10,000円 (税10%)1,000円】	1,980円 (本体価格)1,800円 (税10%) 180円	12,980円	
会 員 外	14,300円 【(本体価格)13,000円(税10%)1,300円】		16,280円	

.....受講者氏名を記入し、切り取らないでください。.....

産業用ロボット業務に係る特別教育(学科限定)受講

協 会 名	受講No	受 講 者 氏 名	講習月日	講習会場
伊那			12月11日(木) 12月12日(金)	伊那技術形成センター

- ・この受講票を提示して受付を済ませ、受講票と同じ協会名・番号へご着席下さい。受付開始 8時25分
- ・会場の空調により温度調整が難しいため、各自服装などに、ご留意ください。
- ・やむを得ず遅刻・欠席される際は、必ずご連絡下さい。
- ・持ち物：筆記用具、マスク（感染症予防のため）

受付印	
12月11日	12月12日